

「KHKS 1800-1 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針」及び  
「KHKS 1800-2 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針」  
改正の趣旨・概要

1. 関係法令改正への対応

平成30年(2018年)11月14日に関係法令が改正され、危害予防規程に定める事項が追加された。

一般高圧ガス保安規則を例にとると、同規則第63条第2項に定められている事項については、これまでKHKS 1800-1及びKHKS 1800-2危害予防規程の指針に規定している。よって、追加された第7号の「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。」について、これら指針に追加することとした。

また、一般則第63条第9項に新たに規定された事項については、新規に当該事項に関する規程の指針を定めることとした。

2. 改正案の概要

(1) 一般則第63条第2項第7号、液石則第61条第2項第7号及びコンビ則第22条第2項第7号(大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること)への対応

KHKS 1800-1、1800-2共に本文中に新たに項を追加した(KHKS 1800-1は11.に、KHKS 1800-2は9.に追加)。

追加した項目は、経済産業省委託でKHKが受託した「平成30年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業(新たな高圧ガス設備等耐震設計基準・耐震性能評価方法の検討に向けた調査研究)」の報告書中「第V章 防災・減災対策」中の「4. 危害予防規程に追加する事項(案)」を基にした。

なお、規格内の既存の記述と同程度の書きぶり(具体度)となるよう、同報告書内で別添2に示す項目に加えて、項目の説明として別添3で例示としている箇所からの一部引用とし、また高圧ガス規格委員会委員の意見も反映した。同報告書の案のとおり「地震に対する事前及び事後対策の実施」については、特定の事業所用(KHKS 1800-1)のみに規定した。

(2) 一般則第63条第9項、液石則第61条第9項及びコンビ則第22条第9項(津波防災)への対応

附属書として「津波防災規程の指針」を位置づけた。内容は、(1)中の委託報告書の内容を基とし、また高圧ガス規格委員会委員の意見も反映した。規格本文中に「対象となる事業所が追加で定めなければならない事項」を追加し(KHKS 1800-1は15.に、KHKS 1800-2は13.に追加)、「対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書に示す。」こととした。

(3) 地震防災規程の指針、南海トラフ地震防災規程の指針、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針

(2)の対応と同様に、附属書として各指針を位置づけ、規格本文中に「対象となる事業所が追加で定めなければならない事項」を追加し、「対象となる事業所が定めなければならない事項に対する指針を附属書に示す。」という対応とした。

これらの指針は現行のKHKSの内容をそのまま引き継いでいるが、「1 適用範囲」は、附属書となったことにより規格本文に書かれる内容と重複することから削除した。